

令和6年度

# 初任者研修の手引

[参考] ステップアップ研修 I・II (2年次・3年次) 実施要項

大分県教育委員会

# 目 次

I	初任者研修実施要項及びその留意事項	1
II	令和6年度初任者研修に係る研修実施可能日	7
III	校種別年間計画	
○	小学校及び中学校（特別支援学級を除く）	
1	令和6年度初任者研修年間校外研修計画【11日】	8
2	研修内容と方法	10
3	研修内容の体系	12
4	校内研修体制	14
5	年間研修計画	22
6	「年間指導計画書」の作成	27
7	「指導報告書」の作成	30
8	「校外研修実施状況報告書」について	32
○	小学校における特別支援学級	
1	令和6年度初任者研修年間校外研修計画【11日】	8
2	研修内容と方法	9
3	研修内容の体系	11
4	校内研修体制	13
5	年間研修計画	18
6	「年間指導計画書」の作成	21
7	「指導報告書」の作成	23
○	高等学校	
1	令和6年度初任者研修年間校外研修計画【11日】	8
2	研修内容と方法	9
3	研修内容の体系	11
4	校内研修体制	13
5	年間研修計画	15
6	「年間指導計画書」の作成	18
7	「指導報告書」の作成	20
○	特別支援学校	
1	令和6年度初任者研修年間校外研修計画【11日】	8
2	研修内容と方法	9
3	研修内容の体系	11
4	校内研修体制	13
5	年間研修計画	17
6	「年間指導計画書」の作成	20
7	「指導報告書」の作成	22

## IV 資料

令和6年度ステップアップ研修Ⅰ（2年次研修）・Ⅱ（3年次研修）実施要項

※ この手引において、「小学校」には義務教育学校の前期課程を、「中学校」には義務教育学校の後期課程を含むものとする。

# I 初任者研修実施要項及びその留意事項

## 1 目的

初任者研修は、新任教員に対して、教育公務員特例法第 23 条等の規定に基づき、現職研修の一環として、1 年間の研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させることを目的とする。

## 2 対象

(1) 初任者研修の対象となる新任教員（以下「初任者」という。）は、次のとおりとする。

① 初任者研修の対象となる者

新たに公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（以下「小学校等」という。）の教諭、助教諭及び常勤講師として採用された者（現に小学校等の教諭、助教諭及び常勤講師以外の公務員の職に任命（採用）されている者が新たに小学校等の教諭、助教諭及び常勤講師として採用された者を含む。）

② 初任者研修の対象としない者

ア 教諭等として小学校等において引き続き 1 年を超える期間勤務した経験（退職後に同校種で採用された者を含む。）を有し、研修実施者が初任者研修の対象とする必要がないと認めた者

イ 臨時的に任用された者

ウ 教育職員免許法第四条第三項に規定する特別免許状を有する者

エ 会計年度任用職員

(2) 大分県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）又は、中核市を除く市町村教育委員会（以下「市町村教育委員会」という。）は、その所管する小学校等の初任者について、年間研修計画及び年間指導計画に従い、1 年間の初任者研修を受けさせるものとする。

## 3 内容

初任者研修の内容は、次のとおりとする。

(1) 初任者は、原則として、学級（ホームルーム）又は教科・科目を担当するものとする。

ただし、担当授業時数及び校務分掌を軽減することができるものとする。

(2) 小・中・義務教育学校（特別支援学級を含む。）における初任者は、拠点校における指導教員（以下「拠点校指導教員」という。）を中心とする指導及び助言による研修を受けるとともに、配置校における指導教員（以下「校内指導教員」という。）を中心とする指導及び助言による研修を受けるものとする。ただし、拠点校指導教員が指導のために要する時数は、年間 140 単位時間以上、校内指導教員等が指導のために要する時数は年間 30 単位時間以上とする。

(3) 高等学校及び特別支援学校における初任者は、校内指導教員及び教科指導員を中心とする指導及び助言による研修を受けるものとする。ただし、校内指導教員等が指導のために要する時数は年間 170 単位時間以上とする。

(4) 初任者は、校外において大分県教育センター（以下「県教育センター」という。）等における研修（月 1～2 日程度・年間 11 日）を受けるものとする。

(5) 校内研修及び校外研修においては、「大分県公立学校教員育成指標」を、研修の計画や研修内容の立案に活用する。

### 【留意事項】

○ 校内の年間研修時数は、初任者に過重な負担とならないよう留意する。

○ 年間の研修時数の配分については、初任者の必要度に応じるとともに、年間の学校行事等を勘案して、特定の時期に偏らないようにする。

#### 4 年間研修計画

- (1) 県教育委員会は、年間研修計画を作成するものとする。
- (2) 年間研修計画においては、第3項に定める事項のほか、校内における校内指導教員を中心とする指導及び助言による研修、拠点校指導教員及び教科指導員による指導及び助言による研修、校外における研修のそれぞれの項目及び時期、その他必要な事項を定めるものとする。
- (3) 各教育事務所は、担当する研修の年間研修計画を関係市町村教育委員会に示すものとする。

#### 5 年間指導計画

- (1) 初任者配置校の校長（以下「校長」という。）は、県教育委員会が作成する年間研修計画に基づき、初任者個々の資質能力を踏まえ、教員組織や地域の状況等、学校の実情に配慮し、校内指導教員・拠点校指導教員・教科指導員の参画を得て、当該学校における年間指導計画を作成するものとする。
- (2) 年間指導計画においては、校外における研修との関連に配慮するとともに、校内における校内指導教員・拠点校指導教員・教科指導員を中心とする指導及び助言による研修のそれぞれの項目及び時期その他必要な事項を定めるものとする。

その際、校内指導教員・拠点校指導教員・教科指導員を中心とする指導及び助言による研修が円滑に実施できるよう、研修時間については、あらかじめ週時程等に組入れるものとする。

なお、研修については、授業研究の指導の実施について十分に配慮するよう努めるものとする。

※ 拠点校指導教員は、小・中・義務教育学校（特別支援学級を含む。）のみ配置される。

※ 教科指導員は、高等学校及び特別支援学校（知的障がい特別支援学校を除く。）のみ配置される。

#### 【留意事項】

- 小・中・義務教育学校（特別支援学級を含む。）が作成する年間指導計画は、拠点校指導教員を中心とする校内における研修（週1日、2単位時間以上、年間60単位時間以上）と、校内指導教員を中心とする校内における研修（月1単位時間以上、年間10単位時間以上）の実施計画とする。ただし、拠点校指導教員が指導のために要する時数は、年間140単位時間（直接指導年間60単位時間＋事前準備・事後整理80単位時間）以上、校内指導教員等が指導のために要する時数は年間30単位時間（直接指導年間10単位時間＋事前準備・事後整理20単位時間）以上とする。実施計画の様式や作成上の留意事項は「初任者研修の手引」（小中：P.27～29、小特：P.21～22、高：P.18～19、特：P.20～21）を参照すること。
- 高等学校及び特別支援学校が作成する年間指導計画は、校内指導教員及び教科指導員を中心とする校内における研修（週2単位時間以上、年間70単位時間以上）の実施計画とする。ただし、校内指導教員等が指導のために要する時数は、年間170単位時間（直接指導年間70単位時間＋事前準備・事後整理100単位時間）以上とする。
- 研修時間の週時程等の組入れについては、下記の事項に留意する。
  - ① 小・中・義務教育学校（特別支援学級を含む。）の研修時間は、校内指導教員等と拠点校指導教員が担当する研修が実施される週では、週当たり2日以上3単位時間（校内指導教員1単位時間＋拠点校指導教員2単位時間）以上とし、拠点校指導教員のみが担当する研修が実施される週では、週1日以上2単位時間（拠点校指導教員2単位時間）以上とする。
  - ② 小・中・義務教育学校（特別支援学級を含む。）における拠点校方式については、週当たりの研修時間のうち最低1単位時間は、初任者の週時程等を組まないものとする。
  - ③ 高等学校・特別支援学校における従来方式については、2単位時間のうち最低1単位時間は、初任者と校内指導教員あるいは教科指導員の週時程等を共に組まないものとする。
  - ④ 研修時間は、教科・科目指導に関する内容と、その他の指導に関する内容をバランス良く配当するものとする。ただし、初任者の状況に応じて内容の単位時間の配分を変更することは可能である。
  - ⑤ 研修時間の設定及び週時程等の作成等に当たっては、「初任者研修の手引」（小中：P.15～21、小特：P.14～17、高：P.14、特：P.15～16）を参照すること。

## 6 指導教員を中心とする校内研修体制

- (1) 拠点校指導教員は、県教育委員会及び市町村教育委員会の指導の下に、年間指導計画に従い、原則として6人（定年前再任用短時間は3人）の初任者に対して、初任者配置校において指導及び助言を行うものとする。
- (2) 校長は、校内指導教員を中心とする全校体制をとり、年間指導計画に従い、初任者個々の資質能力を踏まえ、研修項目に応じて、初任者の指導及び助言に当たるものとする。
- (3) 校長は、校内指導教員を支援する協働的な校内研修体制を確立するとともに、これを校務分掌組織に位置付けるものとする。
- (4) 校長は、校内指導教員・拠点校指導教員・教科指導員等による校内における研修を初任者が受ける間、初任者や校内指導教員等の担当する授業が、校内の教員等によって適切に行われるよう計画するものとする。
- (5) 校長は、初任者が校外における研修を受ける間、初任者の担当する授業が、非常勤講師等によって適切に行われるよう計画するものとする。
- (6) 校長は、校内指導教員を中心とする初任者及び採用3年目までの教員の育成を目的とした、グループによる研修を可能とする「校内チーム研修」の体制を構築するものとする。
- (7) 校内指導教員は、初任者の指導及び助言に当たるとともに、校長の指導の下に、校内チーム研修を実施する中心的役割を担い、年間を通して系統的・組織的な研修が行われるように配慮するものとする。
- (8) 校内指導教員以外の教員は、校長、副校長、教頭の指導の下に年間指導計画に従い、校内指導教員と連携しつつ、校内チーム研修による組織的・継続的な指導及び助言に当たるものとする。

### 【留意事項】

- 校内指導教員・拠点校指導教員・教科指導員等が行う指導及び助言は、できるだけ日常の教育実践に即して行うとともに、教育活動全般にわたって相談に応じるものとする。
- 校内指導教員・拠点校指導教員・教科指導員等の校務分掌組織への位置付けに当たっては、各学校の実情に即して行うものとする。
- 校内チーム研修は、放課後等の短時間（25分を下限として、0.5単位時間とカウントできる。）での研修を可能とする。

## 7 校内指導教員

- (1) 校内指導教員は、初任者の所属する学校の副校長、教頭、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭又は講師の中から、当該学校の校長の申し出（具申）に基づき、当該学校を所管する教育委員会が命じるものとする。なお、高等学校の校内指導教員については副校長又は教頭等とする。
- (2) 校長は、校内指導教員を中心とする初任者への指導及び助言が円滑に実施できるよう、校内指導教員の担当授業時数及び校務分掌等に配慮する。

### 【留意事項】

- 初任者の研修意欲を尊重し、教員としての成長に資するものとなるよう指導事項等を工夫し、校内研修における指導の展開と進度、学校行事及び初任者の心身の状況等に十分配慮する。
- 教科・科目指導や学級（ホームルーム）経営等の指導及び助言に際しては、一方的に教示するのではなく、指導の望ましい方向やふさわしい方法等について具体的に示すようにする。

## 8 拠点校指導教員

- (1) 市町村教育委員会は、小・中・義務教育学校（特別支援学級を含む。）に係る拠点校指導教員を、初任者が配置された市町村教育委員会が所管する市町村立小・中・義務教育学校の副校長、教頭、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭（拠点校指導教員として再任用された者を含む。）又は講師の中から、校長の申し出（具申）に基づき命じるものとする。その際、校内指導教員を拠点校指導教員として充てることはできないものとする。
- (2) 県教育委員会は、当該市町村教育委員会が拠点校指導教員を命じるに当たって、事前に協議を受け、当該学校の教員定数についての措置を講じるものとする。
- (3) 拠点校指導教員が配置された学校の校長は、拠点校指導教員による初任者配置校での業務及び初任者に対する指導及び助言が円滑に実施できるよう配慮する。
- (4) 校長は、拠点校指導教員に対して、学級又は教科を担当させないものとする。併せて、初任者を指導するに当たって、各種主任等、校務分掌上の役割を担当させないものとする。

### 【留意事項】

- 教科・科目指導や学級（ホームルーム）経営等の指導及び助言に際しては、一方的に教示するのではなく、指導の望ましい方向やふさわしい方法等について具体的に示すようにする。

## 9 教科指導員

- (1) 高等学校及び特別支援学校（知的障がい特別支援学校を除く。）中学部・高等部において、初任者に対して教科に係る指導及び助言を行うため、教科指導員を置くことができる。
- (2) 教科指導員は、初任者の所属する学校又はその近隣の学校の副校長、教頭、教諭等の中から、原則として、校長の申し出（具申）に基づき、当該学校を所管する県教育委員会が命じるものとする。
- (3) 県教育委員会は、(2)の規定により教科指導員を命じることができるようにするための措置を講じるものとする。
- (4) 校長は、教科指導員による初任者に対する指導及び助言が円滑に実施できるようにするため、必要に応じて教科指導員の担当授業時数及び校務分掌等を軽減するものとする。
- (5) (1)の規定により、高等学校及び特別支援学校中学部・高等部に教科指導員を置くほか、県教育委員会は、事務局に非常勤の教科指導員を置くことができる。この場合、教科指導員は、校内指導教員の免許教科が初任者の免許教科と異なる高等学校及び特別支援学校の校長の求めに応じて、当該学校において初任者の教科に係る指導及び助言を行うものとする。

### 【留意事項】

- 特別支援学校（中学部・高等部）の1人配置校においては、校内指導教員の免許教科と初任者の免許教科とを同一とし、校内指導教員が教科指導員を兼務することが望ましい。学校の実情により兼務ができない場合は、9の(5)の規定により、非常勤講師を教科指導員に充てることのできるものとする。
- 特別支援学校（中学部・高等部）の初任者の2人配置校においては教科指導員を1名、3人配置校においては2名の教科指導員を置くことができるものとする。
- 教科指導員は、原則として、校内の教諭をもって充てる。ただし、学校の事情によっては、近隣の学校の教諭又は非常勤講師をもって充てることのできるものとする。
- 9の(5)の規定の場合、教科指導員は、2～3校の初任者の教科指導に当たることになるので、関係学校は、研修時間の設定等について綿密な連携を取ることが望ましい。

## 10 非常勤講師

(市町村立小・中・義務教育学校)

- (1) 県教育委員会は、初任者の校外研修への参加に伴い、必要となる非常勤講師の人数に応じて非常勤職員を任命し、市町村教育委員会の求めに応じて、当該非常勤職員を市町村教育委員会に派遣することができる。
- (2) 市町村教育委員会は、当該非常勤職員を非常勤講師に任命し、当該初任者に係る学校に勤務することを命じるものとする。

(高等学校及び特別支援学校)

県教育委員会は、校内指導教員又は教科指導員を命じることに伴い、必要となる非常勤講師の人数に応じて非常勤講師等を充て、当該初任者又は校内指導教員又は教科指導員に係る学校に勤務することを命じるものとする。

### 【留意事項】

- この手引に記載されている非常勤講師はすべて「会計年度任用職員（パートタイム）」にあたる職を示しているが、手引の中では「非常勤講師」と記載する。

## 11 校長等連絡協議会

県教育委員会及び市町村教育委員会は、初任者研修を円滑かつ効果的に実施するため、校長、副校長、教頭、校内指導教員、拠点校指導教員及び教科指導員等の連絡協議会を開催するものとする。

## 12 拠点校指導教員研修会

県教育委員会は、初任者研修を円滑かつ効果的に実施するため、拠点校指導教員研修会を開催するものとする。

## 13 年間指導計画書及び指導報告書など

(市町村立小・中・義務教育学校)

- (1) 校長は、校内指導教員及び拠点校指導教員と十分に協議し、当該学校における年間指導計画書を作成し、当該学校における年間指導計画書及び指導報告書を、当該学校を所管する市町村教育委員会教育長に提出するものとする。
- (2) 市町村教育委員会教育長は、所管する学校から提出された年間指導計画書及び指導報告書を取りまとめ、教育事務所を経由し、県教育センター所長に提出するものとする。

(高等学校及び特別支援学校)

校長は、当該学校における年間指導計画書及び指導報告書を、県教育センター所長に提出するものとする。

### 【留意事項】

- 年間指導計画書は、「初任者研修の手引」（小中：P. 27～29、小特：P. 21～22、高：P. 18～19、特：P. 20～21）を参照の上、学校の実情を考慮して作成し、所管する教育委員会に提出する。なお、年間指導計画書の様式、提出期日等については、別途通知する。
- 指導報告書は、6か月ごとにまとめ、所管する教育委員会に提出する。記入の仕方については、「初任者研修の手引」（小中：P. 30～31、小特：P. 23～24、高：P. 20～21、特：P. 22～25）を参照すること。なお、指導報告書の様式、提出期日等については、別途通知する。
- 各教育事務所が作成する校外研修実施状況報告書は、「初任者研修の手引」（小中：P. 32）を参照の上、校外研修実施後、速やかに実施要項に受講者名簿を添えて、県教育センター所長に提出するものとする。

#### 14 ステップアップ研修

初任者研修を受けた者は、在職2年目にステップアップ研修Ⅰ、在職3年目にステップアップ研修Ⅱを受けるものとする。詳細については、別途実施要項（巻末参照）を定める。

#### 附 則

この要項は、平成4年4月1日から施行する。

平成7年3月10日一部改正  
平成15年3月7日一部改正  
平成16年3月3日一部改正  
平成17年3月3日一部改正  
平成18年2月21日一部改正  
平成19年2月19日一部改正  
平成20年2月28日一部改正  
平成21年3月6日一部改正  
平成22年3月5日一部改正  
平成23年3月7日一部改正  
平成24年2月28日一部改正  
平成25年3月12日一部改正  
平成26年3月13日一部改正  
平成27年3月18日一部改正  
平成28年3月14日一部改正  
平成29年3月2日一部改正  
平成30年2月8日一部改正  
平成31年2月7日一部改正  
令和2年2月23日一部改正  
令和3年2月18日一部改正  
令和4年2月 8日一部改正  
令和5年2月 9日一部改正  
令和6年2月 7日一部改正



## Ⅱ 令和6年度初任者研修に係る研修実施可能日

令和6年

月	週	日	月	火	水	木	金	土
4	1		1	2	3	4	5	6
	2	7	8	9	10	11	12	13
	3	14	15	16	17	18	19	20
月	4	21	22	23	24	25	26	27
	5	28	29	30				

月	週	日	月	火	水	木	金	土
10	27			1	2	3	4	5
	28	6	7	8	9	10	11	12
	29	13	14	15	16	17	18	19
月	30	20	21	22	23	24	25	26
	31	27	28	29	30	31		

月	週	日	月	火	水	木	金	土
5	5				1	2	3	4
	6	5	6	7	8	9	10	11
	7	12	13	14	15	16	17	18
月	8	19	20	21	22	23	24	25
	9	26	27	28	29	30	31	

月	週	日	月	火	水	木	金	土
11	31						1	2
	32	3	4	5	6	7	8	9
	33	10	11	12	13	14	15	16
月	34	17	18	19	20	21	22	23
	35	24	25	26	27	28	29	30

月	週	日	月	火	水	木	金	土
6	9							1
	10	2	3	4	5	6	7	8
	11	9	10	11	12	13	14	15
月	12	16	17	18	19	20	21	22
	13	23	24	25	26	27	28	29
	14	30						

月	週	日	月	火	水	木	金	土
12	36	1	2	3	4	5	6	7
	37	8	9	10	11	12	13	14
	38	15	16	17	18	19	20	21
月	39	22	23	24	25	26	27	28
	40	29	30	31				

令和7年

月	週	日	月	火	水	木	金	土
7	14		1	2	3	4	5	6
	15	7	8	9	10	11	12	13
	16	14	15	16	17	18	19	20
月	17	21	22	23	24	25	26	27
	18	28	29	30	31			

月	週	日	月	火	水	木	金	土
1	40				1	2	3	4
	41	5	6	7	8	9	10	11
	42	12	13	14	15	16	17	18
月	43	19	20	21	22	23	24	25
	44	26	27	28	29	30	31	

月	週	日	月	火	水	木	金	土
8	18					1	2	3
	19	4	5	6	7	8	9	10
	20	11	12	13	14	15	16	17
月	21	18	19	20	21	22	23	24
	22	25	26	27	28	29	30	31

月	週	日	月	火	水	木	金	土
2	44							1
	45	2	3	4	5	6	7	8
	46	9	10	11	12	13	14	15
月	47	16	17	18	19	20	21	22
	48	23	24	25	26	27	28	

月	週	日	月	火	水	木	金	土
9	23	1	2	3	4	5	6	7
	24	8	9	10	11	12	13	14
	25	15	16	17	18	19	20	21
月	26	22	23	24	25	26	27	28
	27	29	30					

月	週	日	月	火	水	木	金	土
3	48							1
	49	2	3	4	5	6	7	8
	50	9	10	11	12	13	14	15
月	51	16	17	18	19	20	21	22
	52	23	24	25	26	27	28	29
	53	30	31					

■ : 週休日、休日等